

放課後等デイサービスの対象範囲の拡大について

(第3回資料の内容の再掲)

(第4回検討会の資料1に、第4回の構成員意見を追記したもの)

【現状】

- 放課後等デイサービスは、①学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している、②障害児(原則18歳未満)に対して、③授業の終了後又は(学校の)休業日に行う支援である。
- 平成30年の地方分権提案により、「専修学校に通う児童においても、放課後等デイサービスを受けることを可能とする」ことが提案され、これまで、障害者部会及び障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(※1)において、放課後等デイサービスの対象を専修学校(学校教育法第二百二十四条)や各種学校(同法第三百三十四条)に就学している障害児まで拡大することの是非を検討してきたが、前述のような放課後等デイサービスのそもそもの役割等を議論した上で検討すべきとされた。

(※1)令和2年10月5日の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、【論点】として、

- ・ 学校教育法第1条に規定する「学校」に在籍するか、専修学校又は各種学校に在籍するかによって、障害のある児童への療育の必要性は変わりないと考えられるのではないか。
- ・ 一方で、放課後等デイサービスは、総合的な教育を行う機関としての学校と連携し、学校教育と相まって障害児の自立を促進するものとして位置付けられてきた点も考慮する必要があるのではないか。

との両論をもとに議論を行ったところ、構成員からは、以下のような意見が示された。

- ・ 放課後等デイサービスには、学校と連動した支援の実施が求められる前提がある点からも、制度のあり方自体の議論を行った上で対象拡大を検討した方がよいのではないか。
- ・ 専修学校などの児童を排除することは余りいいことではない。学校と放課後等デイサービスの事業所がしっかりと連携することを条件に、専修学校なども対象に含めるべきではないか。
- ・ そもそも放課後等デイサービスとはどういうものなのかを改めて議論しないと、対象者の拡大にも影響してくるので整理が必要ではないか。
- ・ 学校との連携について多く指摘がされているが、そういうことが果たされ、十分な効果が得られるのか、慎重な議論が必要なのではないか。

【論点】

- 放課後等デイサービスの役割・機能の最も中心的なものは、本人支援(発達支援)であると考えられるところ、現行制度では、発達支援が必要であったとしても、学校教育法第一条に規定する学校(具体的には高等学校)に進学しなかった(できなかった)障害児は対象とならない。

このような、高等学校に進学しなかった(できなかった)18歳未満の児であって、通所による発達支援を特に必要とする障害児としてどのような具体像が想定されるか。

- また、上記に該当する障害児に対し、放課後等デイサービスにおいて発達支援を提供すべきか。また、その場合の留意点等はないか。

※ なお、現行制度では、児童発達支援は制度上18歳まで利用できることとされているが、令和3年3月の国保連データによると、利用児童の99%以上が7歳未満であり、児童の成長・発達支援に重要である同年代の児童同士の交流は困難である場合が多いと考えられる。

※ また、現行制度では、15歳以上の児の場合、児童福祉法及び障害者総合支援法によるいわゆる「者みなし」により、生活介護を利用することが可能であるが、同様に、同年代の児童同士の交流は困難であると考えられる。

※ 放課後等デイサービスは、総合的な教育を行う機関としての学校と連携し、学校教育と相まって障害児の自立を促進するものとして位置付けられ、ガイドラインにおいても放課後等デイサービス事業所と学校との連携するための取組(※2)を行うことを求めているが、こうした学校等との連携の必要性等についてどのように考えるか。

(※2)放課後等デイサービス計画と「個別の教育支援計画」の内容を共有し合う、送迎時の対応についての事前調整、学校への行事の積極的な参加等。

【検討会の主なご意見】（※事務局の責任において取りまとめたもの）

- ・ 中卒で社会人になるほうがよいと考えた御家族が、高校進学という選択ではなく、者みなしで成人サービスに移るという想定の場合は、放課後等デイサービスではなく、生活介護や就労継続Bの利用も考えられる。他方、例えば地域の中学校の支援学級に在籍中に不登校状態になっていて、そのお子さんが支援学校の高等部を選ばないという選択をした場合のフォローアップが十分でないケースは多々見られる。この場合、中学校時代に特段の障害福祉サービスを利用していないと、そもそも障害福祉のサービスにつながっていない。すなわち相談支援にもつながっていない。この状態のまま中卒で地域に放り出されてしまうという状況が散見される。また、高校で不登校になり途中で退学という状況になった結果、中卒と同じように地域に放り出されてしまっている方々がいる。

後者の児童の場合は、支援学校の高等部、あるいは高等学校や専修学校等に通うことができなかった児童についての支援の枠組みとして、障害児通所での支援というのは、選択肢として用意されていることが重要ではないかと考える。その際、人数ベースが非常に少ないことは事実のため、地域全体の支援としての児童発達支援センターが役割を担うというのも一つの考えではないか。

- ・ どこにも通えない子どもをどうするかということも一つ大きい課題としてある。
- ・ 学校の中でなかなか適応できなかつたり、いじめがあつたり、また、精神疾患の診断がつく子どもたち、二次的な精神疾患がつく可能性のある子どもたちに対する回復の場、社会につなげる場として、思春期の支援としても放課後等デイサービスの役割は大きいと思う。
- ・ 放課後等デイサービスというのは学校以外の場面の発達について保障していくという意味もある。福祉としての受け入れとして、学校に通っていない時間のサポートという意味で、これは専修学校だけではなく、その他にも広げて考えていくべき話と思う。
- ・ 専修学校でも発達障害の児童を積極的に受け入れている学校も全国的にあると聞いている。そのようなところに通っている障害のある児童で、もし放課後デイを希望されるのであれば、個別の必要性や客観的評価、もしくは医師の判断などがあつた上で、市町村が認めるのであれば、支給決定を行ってもよいのではと思う。

【検討会の主なご意見（続き）】（※事務局の責任において取りまとめたもの）

- ・ 児童発達支援センターの中核の機能の中で、地域の児童の全体の状況を把握する仕組みがどのようにつくられるかが大切で、その中にこうした少数の子どもたちのニーズもきちんと顕在化させる必要がある。
- ・ 設備面的に児童発達支援センターは幼児用に設備が整えられている状況がある。環境面としては放課後等デイサービスのほうが適応性が高いと思う。
- ・ 基本的には幼児を対象にやっている児童発達支援センターが受け入れるのは現実的でないのではないかと。今の枠組みでいけば放課後等デイサービスの方が良いと思う。
- ・ 同世代の中での交流や勉強を考慮すると、放課後等デイサービスが受け入れることができればと思う。

- ・ 少数ではあるが個別のニーズに着目するということは、相談支援との関わりが大変重要だと思う。支給決定は市町村が行うが、相談支援が評価をし、そして必要性を判断して、市町村と協議の上で決めていくというプロセスは必要なのではないか。
- ・ 専修学校にも色々な学校があると思う。この子にとって放課後デイサービスが必要だというのは、個々の状況によって違うと思う。そこで何らかの客観的でトータルな判断が必要ではないか。
- ・ 相談支援の中では御本人の意思というものが重要になると思うし、さらには、お子さんの状態、生活全般を見渡したときの状態がどのようになっているのかを個別にアセスメントすることでニーズが明確になると考える。
- ・ 支援の必要性を判断する、アセスメントの指標なり仕組みなりが機能するものを創設する必要があると感じる。

- ・ 放課後等デイサービスを利用している子どもは、学校教育現場でいわゆる自立活動というもの、授業を受けている状況になっている。そこは、ある意味放課後等デイサービスに引き継いでいくべきもので、専修学校等に拡大していくのであれば、そうした自立内容的なものをしっかりと考えていかなければいけない。専修学校との整合性をどう取るかということが非常に大事になると思う。